第四十二条の見出し中「書類」を「書類等」に改め、同条第一項中「前条各号」を「前条第一項各号」に改め、同条第二項第一号中「この条」を「この項」に改め、同項第四号中「又は第三項」を削り、「又は繰越控除対象外国所得税額」を「（次項第一号において「繰越控除限度額」という。）又は同条第三項に規定する繰越控除対象外国所得税額（次項第一号において「繰越控除対象外国所得税額」という。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第九十五条第十一項に規定する財務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一　繰越控除限度額又は繰越控除対象外国所得税額に係る年のうち最も古い年以後の各年（次号において「繰越控除限度額等に係る各年」という。）の法第九十五条第一項に規定する控除限度額

二　繰越控除限度額等に係る各年において納付することとなつた控除対象外国所得税の額（当該繰越控除限度額等に係る各年において法第九十五条第九項の規定の適用があつた場合には、令第二百二十六条第一項（外国所得税が減額された場合の特例）に規定する控除後の金額）

第四十三条中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「書類」を「書類等」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改める。

第四十七条の二第一項中「第二百六十二条第一項第五号」を「第二百六十二条第一項第四号」に改め、同条第二項中「第二百六十二条第一項第六号」を「第二百六十二条第一項第五号」に改め、同条第三項中「第二百六十二条第一項第七号」を「第二百六十二条第一項第六号」に改め、同条に次の三項を加える。

8　法第百二十条第四項第一号（確定所得申告）に規定する財務省令で定める事項は、確定申告書に記載した医療費控除を受ける金額の計算の基礎となる次に掲げる事項とする。

一　その年中において支払つた法第七十三条第二項（医療費控除）に規定する医療費（次号及び第三号において「医療費」という。）の額

二　当該医療費に係る令第二百七条各号（医療費の範囲）に掲げるもの（次号において「診療等」という。）を受けた者の氏名

三　当該医療費に係る診療等を行つた病院、診療所その他の者の名称又は氏名

四　その他参考となるべき事項

9　法第百二十条第四項第二号に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百十二条の二（医療費の通知）の保険者の同条各号に掲げる事項が記載された書類

二　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第三十二条の七の二（医療費の通知）の保険者の同条各号に掲げる事項が記載された書類

三　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第八十二条の二（医療費の通知）の後期高齢者医療広域連合の同条各号に掲げる事項が記載された書類

四　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第百五十五条の二（医療費の通知）の協会の同条各号に掲げる事項が記載された書類

五　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第百十三条の三の二（医療費の通知）の組合の同条各号に掲げる事項が記載された書類

総理府
文部省
自治省
令第一号　第百十九条の五（医療費の通知）の組合の同条各号に掲げる事項が記載された書類

六　地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第二十八号）第十六条の四（医療費の通知）の事業団の同条各号に掲げる事項が記載された書類

七　私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）第十六条の四（医療費の通知）の事業団の同条各号に掲げる事項が記載された書類

10　前二項の規定は、法第百二十二条第三項（還付等を受けるための申告）、第百二十三条第三項（確定損失申告）、第百二十五条第四項（年の中途で死亡した場合の確定申告）及び第百二十七条第四項（年の中途で出国をする場合の確定申告）において準用する法第百二十条第四項の規定により確定申告書に添付すべき同項に規定する書類について、それぞれ準用する。

第四十七条の三中「第百二十条第四項」を「第百二十条第六項」に改める。

第四十七条の四第一項中「第百二十条第五項（一）」を「第百二十条第七項（一）」に改め、同項第一号中「第百二十条第五項」を「第百二十条第七項」に改め、同項第四号イ中「第九十五条第一項（外国税額控除）」を「第七条第一項第二号（課税所得の範囲）」に改める。

第六十六条の八の次に次の一条を加える。

（外国税額控除を受けるための書類等）

第六十六条の九　第四十一条（外国税額控除を受けるための書類等）の規定は法第百六十五条の六第七項（非居住者に係る外国税額の控除）において法第九十五条第十項（外国税額控除）の規定を準用する場合について、第四十二条（繰越し又は繰戻しによる外国税額控除を受けるための書類等）の規定は法第百六十五条の六第七項において法第九十五条第十一項の規定を準用する場合について、それぞれ準用する。

第七十三条第一項第二号中「控除対象配偶者」を「源泉控除対象配偶者」に、「及びその」を「及び」に、「配偶者特別控除申告書」を「配偶者控除等申告書」に改め、同項第三号中「その」を削り、同項第四号中「扶養親族（」を「同一生計配偶者（源泉控除対象配偶者を除く。）又は扶養親族（」に、「扶養親族の」を「者の」に、「続柄並びにその」を「続柄（同一生計配偶者にあつては、住所）並びに」に改め、同項第五号中「）の控除対象配偶者」を「）の源泉控除対象配偶者若しくはその他の同一生計配偶者（前号の規定に該当する者に限る。以下この号において同じ。）」に、「その控除対象配偶者」を「その源泉控除対象配偶者若しくはその他の同一生計配偶者」に改める。

第七十四条の三の見出し及び同条第一項中「配偶者特別控除申告書」を「配偶者控除等申告書」に改め、同項第二号中「法」を「控除対象配偶者又は法」に改め、同項第三号中「前号」を「控除対象配偶者又は前号」に、「応じ法」を「応じ、法第八十三条（配偶者控除）又は」に改め、「計算した」の下に「配偶者控除の額又は」を加える。

第七十四条の四の見出し中「配偶者特別控除申告書」を「配偶者控除等申告書」に改め、同条中「配偶者特別控除申告書」を「配偶者控除等申告書」に、「記載がされた配偶者」を「記載がされた控除対象配偶者又は配偶者」に改める。

第七十六条の二第六項第一号中「控除対象配偶者等」を「源泉控除対象配偶者等」に改め、同条第十一項中「者の」の下に「同一生計配偶者又は」を加える。

第七十七条の四第一項第一号中「。以下この項」の下に「及び第六項」を加え、同項第二号中「控除対象配偶者」を「源泉控除対象配偶者」に改め、「その」を削り、「この条」を「この項」に改め、同項第三号中「その」を削り、同項第四号中「扶養親族（」を「同一生計配偶者（源泉控除対象配偶者を除く。）又は扶養親族（」に、「扶養親族の」を「者の」に、「続柄並びにその」を「続柄（同一生計配偶者にあつては、住所）並びに」に改め、同項第五号中「）の控除対象配偶者」を「）の源泉控除対象配偶者若しくはその他の同一生計配偶者（前号の規定に該当する者に限る。以下この号において同じ。）」に、「その控除対象配偶者」を「その源泉控除対象配偶者若しくはその他の同一生計配偶者」に改める。

第九十三条第一項第六号中「又は従たる」を「、従たる」に改め、「いう。）」の下に「又は給与所得者の配偶者控除等申告書（法第百九十五条の二第三項（給与所得者の配偶者控除等申告書）に規定する給与所得者の配偶者控除等申告書をいう。）」を加え、同号イ(1)(i)中「の有無、控除対象配偶者」を「当該給与等が法第百九十条の規定の適用を受けていないものである場合には、源泉控除対象配偶者。イにおいて「控除対象配偶者等」という。）の有無、控除対象配偶者等又は法第八十三条の二第一項（配偶者特別控除）に規定する生計を一にする配偶者（イ及び次号において「特別控除対象配偶者」という。）に、「控除対象配偶者が」を「控除対象配偶者等が」に、「又は」を「又は控除対象配偶者等若しくは特別控除対象配偶者が」に改め、同号イ(2)(i)中「控除対象配偶者の有無、控除対象配偶者」を「控除対象配偶者等の有無、控除対象配偶者等又は特別控除対象配偶者」に、「控除対象配偶者が」を「控除対象配偶者等が」に、「又は」を「又は控除対象配偶者等若しくは特別控除対象配偶者が」に改め、同号ハ中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同項第七号を次のように改める。

七　控除対象配偶者又は特別控除対象配偶者を有する居住者について法第百九十条第二号ニの定めるところにより計算した配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額に相当する金額及び当該特別控除対象配偶者の同号ニに規定する合計所得金額又はその見積額